

2021年3月吉日

お客さま各位

奈良信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当金庫では、2021年4月1日以降、新たに開設いただく口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

なお、本手数料は未利用の状態となった口座に対し、適用させていただくものであり、日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座は本手数料の対象となることはありません。

詳細は次のとおりとなりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料の対象口座と条件	
1. 対象となる口座	<ul style="list-style-type: none">○普通預金口座（総合口座含む）○貯蓄預金口座○無利息型普通預金口座（総合口座含む）
2. 対象となる条件	※次のすべての条件に該当する場合が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">○2021年（令和3年）4月1日以降に開設された預金口座である場合。○最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金口座のお利息の元本への組入れおよび本手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座である場合。○当該口座の残高が1万円未満である場合。○同一店舗において、定期預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がない場合。○同一店舗において、お借入れがない場合。
未利用口座管理手数料のご案内および引落し	
	<ul style="list-style-type: none">○対象口座となった場合、口座名義人に対し当金庫へお届けの住所に「ご案内」を送付します。 ※送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。○「ご案内」送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後においてもお取引がない場合、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。 ※引落しいたしました未利用口座手数料の返却については応じかねますのでご了承ください。 ※翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の引落とし対象となります。
口座の自動解約について	
	<ul style="list-style-type: none">○手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、当該口座を自動的に解約します。 ※この場合は口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。 ※解約した口座の再利用には応じかねますのでご了承ください。

詳しくは窓口へお問い合わせください。